

令和6年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和6年12月16日（月） 開会 午前10時
閉会 午後2時50分

場所 第5委員会室

出席委員 鈴木正人委員長
杉田茂実副委員長
東山徹委員、保谷武委員、浅井明委員、立石泰広委員、荒木裕介委員、
細川威委員、木村勇夫委員、蒲生徳明委員、金野桃子委員、江原くみ子委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
目良聡産業労働部長、浪江治産業労働部産業政策局長、
藤田努産業労働部地域経済・観光局長、
久保佳代子産業労働部雇用労働局長、
内田貴之産業労働政策課長、小沢きよみ商業・サービス産業支援課長、
神野真邦産業支援課長、坂入康昭産業創造課長、
北島義丈産業拠点整備推進幹、竹澤幸一企業立地課長、横内治金融課長、
松澤純一観光課長、高橋利維雇用労働課長、伊藤佳子人材活躍支援課長、
深野成昭多様な働き方推進課長、下村修産業人材育成課長

山本好志労働委員会事務局長、
加藤和美労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
板東博之公営企業管理者、新井哲也企業局長、加藤政寿水道部長、
佐藤和央総務課長、忽滑谷真理子財務課長、島崎二郎地域整備課長、
檜山建水道企画課長、岸本貴志水道管理課長、山本栄至主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第123号	令和6年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第124号	令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第125号	令和6年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）	原案可決

第 1 2 9 号	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 3 2 号	埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 3 3 号	埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 1 号	指定管理者の指定について（埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設）	原案可決
第 1 5 5 号	令和 6 年度埼玉県一般会計補正予算（第 4 号）のうち産業労働部関係	原案可決
議第 4 2 号	埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件 名	結 果
議請第 9 号	女性など家族専従者の働き分を認めない所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願	不採択
議請第 1 0 号	県内 業者婦人の声をどうぞ国に届けて「国連女性差別撤廃委員会勧告」を受け所得税法第 5 6 条廃止を求める請願	不採択

報告事項

なし

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

金野委員

- 1 3Dスキャナを新たに導入することだが、どのくらいの利用を見込まれているか。また、今回の使用料について、先ほどの説明の中では職員の人件費も加味してということだが、もう少し具体的にどのように算定したのかお聞きしたい。
- 2 西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定について、非常に多くの利用者がいる施設だと認識をしている。設置目的は、地域産業の振興や地域住民の活動交流の促進とのことである。選定委員については、外部有識者が4名、市の職員が1名、県の職員が1名とのこと。外部有識者の方、それぞれホームページ等拝見したが、秋元先生は建築環境デザインや建築設備の地球環境への影響などが専門とのこと、もう1人の勝又先生は、文化施設、特に劇場やホール、古い建築の計画設計手法などが専門とのことであった。今回の施設については、設置目的が、地域産業の振興や地域住民の活動・交流の促進ということで、もしそれであれば、例えば商工会関係者を入れたり、市民活動団体を入れたりするなど、今回の候補者が運営することにより、真に地域産業の振興や地域住民の活動・交流が促進されているのかを審査する必要があると考えるが、いかがか。
- 3 特に今回の選定理由で防災面などが評価されたことは分かったが、地域産業の振興や地域住民の活動交流が促進しているのかどうかといった点にどのような審査があったのか見えてこなかった。確かに一部交流広場の利活用によるにぎわい創出という話はあったが、もう少しこの設置目的についてどのように評価されたのかお伺いしたいと思う。

産業創造課長

- 1 まず、企業に機器をお貸しして利用していただく機器開放を、こちらとして年間200時間程度、あと産業技術総合センターの職員が試験を行いその結果を企業にお渡しする依頼試験、こちらとしての利用が年間240時間程度、企業からの受託研究や産業技術総合センターの自主研究、こちらの方として年間40時間程度、合計で大体480時間の利用を見込んでいる。これは、1日当たり4時間の利用が、週に2、3日ある、そういったイメージで捉えていただければ結構かと思う。あと、人件費の基礎であるが、県庁の人件費、大体1人当たり950万というふうな形になっている。こちらの方を1時間当たりの単価に直し、その内2分の1程度を人件費として見込んでいる。産業技術総合センターの職員、機器開放と依頼試験の業務をやっているが、それ以外の業務もやっているので、機器開放、依頼試験、そちらの方に従事しているのが2分の1というふうに勘案して、2分の1相当額を算入しているということである。

産業支援課長

- 2 審査委員については、委員から話のあった大学教授2名のほかに、今回、埼玉りそな産業経済振興財団の青木委員をお願いしていた。この方は、りそな財団で、県内の地域経済や、産業動向の調査研究を行っている研究員ということで、まさに地域振興や地域経済についての有識者として委員に加わっていただいたものである。
- 3 今回のN e C S Tについて、地域産業の振興という観点では、地域で展開する産業振興活動に直接的に携わるために、地域で展開されている実行委員会や運営団体に参画をして、情報の収集や交換、マッチングや相互の事業協力につなげていくという提案があった。具体的には、川越産農産物ブランド化連絡会などに加入しているところである。また、創業支援施設では、入居者が特に支援を必要とする資金調達や販路拡大において、埼玉県産業振興公社や、入居している商工会議所などと連携をして、入居者単独では入手できない情報や人脈の獲得に努めるという提案があった。また、地域住民の活動や交流の促進という観点では、展示会や懇親会などで利用されている多目的ホール、これの利便性を向上するための提案や、交流広場を活用した自主事業の提案などが評価された。具体的には、多目的ホールについては、利用者が安全安心に、快適にホールを利用できるように、相談を受けたところでヒアリングをして、レイアウトがいろいろあるので、最適なレイアウトを提案したり市の施設の利用を提案したり、県・市一体となって活用できるよう進めているところである。また、地域産業を盛り上げる人材や団体の育成に力を入れるとして、地域産業の振興やPRのきっかけとなるイベントを自ら企画される方々についてバックアップするという事で、イベントのノウハウ等を伝えて、イベントの開催まで伴走支援をして、イベントの実現をサポートするという提案があった。具体的には、今年行われた川越お芋フェスティバルとかがそういったものになる。

金野委員

- 1 今回の取得価格が2, 255万円ということで、多くのこちらで使っていられる機械が10年、20年と大切に使われているというふうに伺っているが、今回のこの使用料の設定について大体何年ぐらいで元を取れるのか、どういうふうに期間的なものを考えているのか、そちらについて伺う。
- 2 この施設の中で、恐らく創業支援もされていると思う。りそな財団の方が入られているということであったが、恐らく県全体の地域産業は御覧になっていると思うのだが、特にこの西部地域において、こういった施設が必要でどういう地域産業があって創業支援がされているのかというその地域に密着したような視点も持たれているのか。つまり、その創業支援も含めて、どの程度この地域で施設を使って地域産業の振興がされているかということについて、どのように把握されているか再度お聞きしたい。

産業創造課長

- 1 料金の算定根拠として、減価償却費相当額から使用料、そちらの方を算定させてい

ただいているのが、こちらの設定期間が１０年という形になっている。その１０年の中から１時間当たりの料金というのを出しているのので、実質稼働時間で１０年間利用していけば元が取れると、そういうような計算になっている。

産業支援課長

- 2 各委員については、事前に業者からの提案書類を送付している。この提案書類では、例えば創業支援については、現状分析の上でどのようにやっていくという形の提案が書かれていた。さらに、その現状分析を裏づけるために、ウェスタ川越の現状の資料について、例えば、創業支援ルームにどのような入居者がいるか、これまでその卒業生にどのようなものがあるかとか、そういったものを踏まえた実績についても添えて、事前に検討していただいた。

保谷委員

第１２９号議案に関連して、ＳＡＩＴＥＣで新たに導入する高精度３Ｄスキャナについてお聞きしたい。

- 1 これはそもそも、今まで世の中になかった新しい製品が新たに販売されたので導入するということなのか。あるいは、もともと存在していたもののＳＡＩＴＥＣでは今まで持っていなくて、今回初めて買うということなのかどちらなのかお聞きしたい。
- 2 想定される利用シーンとして、説明の資料１によると、機械金属製品やプラスチック成形品のメーカーにおいての主に検品目的で見込まれるということだが、ちょっと具体的なイメージが湧かないので詳しく説明いただければと思う。こういったメーカーの企業において、もともと検品作業というのは行われていたものの、今回、高精度３Ｄスキャナを使うことによってどの程度の新たな付加価値が生まれると想定されるのか。恐らく精度が高まるということだと思うが、その度合いというのがどの程度のものなのかお聞きしたい。

産業創造課長

- 1 こちらの方は、もともと存在はしていた。ただ、ＳＡＩＴＥＣの方では導入をしてなかったという機器である。
- 2 例えば精密機器とか、不良品が出てしまったということで、形が若干いびつになってしまっているけど、そのいびつさの原因が分からないというときに、図面と比べてどう変わっているかというものを精緻に測ることができる。それで、不良品になった形状の違いやどこで型取るのをミスしているのか、そういったことを検品したりであるとか、あとは自動車製品とかで、やはり自動車製品は耐久性というものが重要になってくるので、新品の部品をまず作ってそれで測定する。その後に衝撃を加えると、どれぐらいの衝撃でどれぐらいいびつになってしまうか、そういった検品に使ったりもする。あと検品以外にも、例えば手作りの人形とか楽器とか、職人が手作りで作るようなものに関しては、感覚で作っているのので、図面が無かったりする。そういったものを量産したいというときには、やはり図面が必要になってくるので、その図面を

作る際に、3Dスキャナで測ると図面化することができるという形になっているので、そういう使い方もできるということである。そういうような付加価値が出てくるということである。

細川委員

141号議案の指定管理者の指定について伺う。資料で言うと、資料2の3ページになる。

- 1 この中で審査結果を見ると、N e C S TとA団体でおおむね同じような数字が並んでいるのだが、一つだけ提案価格がこのN e C S Tが非常に低いのかなという印象を受けている。提案価格の点数が低いのは、提案した価格が高いのかなというのは想像するのだが、ちょっと頭の中を整理するためにも低かった理由についてお聞きしたい。
- 2 提案価格について、A団体が85点ということで、このN e C S Tと約50点の開きがあるが、120点のうち50点で結構大きいなと思っている。この提案価格の中でどのような項目で突出して差がついたのか、お聞かせいただきたいと思う。

産業支援課長

- 1 提案価格の採点の仕方なのだが、これは基準点を設けており、その基準点に対して、どれだけプラスだったのか、どれだけマイナスだったのかと定量的に点数を割り振るという形で、まず採点を行った。その結果、これだけの点差が開いたわけだが、さらに、今回、この施設は川越市と県との合築の施設で、川越と県とで一緒に合同で審査をしたところである。施設規模が川越のほうが大ホールを持っていたりと大きいので、点数の配分としても、川越市3に対して県が1と、3対1の比率で、価格点についても評価をしたところである。
- 2 実は川越市の施設に係る提案価格のほうで大きな差がついた。さらに、具体的な内容を見ると、川越市の方は大ホールがあるので、大ホールでどんな公演をやるかというところの提案も求めていたが、ここについての価格差が非常に大きかったというのがあった。ただ、その後の総合点で、どんな公演をやるかで格差がついてしまっているということは、逆にその公演で期待できる集客だとか、そういったところの評価があったので、結果としては総合点でN e C S Tになったということである。

東山委員

- 1 まず、129号議案について、先ほどから縷々説明があるが、この試験研究機器はどういった要望を受けて、企業等から購入を決定したのか。購入までの経緯を説明いただきたい。
- 2 141号議案について、審査項目に「地域経済への貢献、県内事業者等の参画、地元中小企業への発注及び地元人材の雇用に配慮されているか」といった項目があるが、地域経済への貢献については先ほど説明あったが、その他のものについてどのような提案があったのか。
- 3 今回選定された事業者はこれまで担ってきた事業者と同一ということであるが、前

回5年前と比べて提案内容に変化があるのか。通常であれば、契約期間であるこの5年間の事業を検証し、評価した上で、良いところを伸ばし、課題解決のための対策を盛り込まれると思うが、提案に変化があれば説明いただきたい。

- 4 県として、この事業者の5年間の取組をどう評価し、課題をどう捉えているのかお示しいただきたい。

産業創造課長

- 1 先ほど申し上げたイメージのニーズというのはもともと寄せられていた。それ以外にも、例えば金型の業者が、金型自体は持っているけど図面がないがもう古くなってきたので更新したい、そういったことがあったときに、やはり図面を作らないとできないという部分があったので、そういうことをどうにかできないかという要望であるとか、あとは自動車の外装部品、内装部品とかは、自動車の元の形状に合わせなければいけないという部分があるので、その自動車の部品のパーツを測って、それに合わせられるように、外装用・内装用の部品を作る必要がある。それを図面化して、その図面に合わせた形で何とか作りたいという要望があった。ほかにもいろいろあるのだが、そういったニーズが多数寄せられていたということで、いろいろな企業が、業界問わず広く使える機器だと判断して、SAITECの中の機器整備委員会でも検討を重ねた結果、導入するという形で決定させていただいたと、そういう経緯である。

産業支援課長

- 2 まず、地域経済への貢献については、先ほど申し上げたもののほか、地元の商店が参加できる、新しい販路拡大につながるような、県民ふれあいフェスタや地酒まつり、こういった自主事業というのを大々的に開催をして、10,000人を超えるような集客のイベントも行っているのだが、これを更に拡大していくという提案があった。また、調達や役務の発注については、県内や市内在住の中小企業に発注を行うとともに、雇用についても地元人材を優先的に雇用していくということで、現在勤務している職員74名のうち86%が県内在住というところで、引き続き地域雇用に取り組むという提案があった。
- 3 先ほど申し上げた自主事業、これは大々的にやっているが、自主事業と自主事業の合間とか、こういったところでなかなかまだ集客ができていないということがあったので、例えば、毎月キッチンカーのイベントを行うとか、そういうちょっと小ぶりなイベントをまめに打っていきこうという、それでまたにぎわいを維持しようというような提案があった。また、これまで実はそういった自主事業を大々的にやっているが、指定管理者にとっては、収入を収益化するスキームができていなかった。というのは、基本的に出店者から場所代とかをとっていなかった。そういったところがあったので、もうある程度規模が大きくなって、参加者も見込めるようになったので、だとしたら、収益化にもつなげられるのではないかとということで、そこについての提案も新しくあった。
- 4 間にコロナを挟んだのだが、コロナ前に95%近かった利用率がコロナで60%ぐ

らいまで落ち込んだ。これが、昨年度、93%まで回復をして、今年度は10月末現在であるが、97%ということで非常に高い稼働率を維持していただいているということで、我々としてはここについては高い評価をしているところである。ただ一方で、逆に稼働率がこれだけ上がってしまうと、利用料金収入というのも頭打ちになってしまうので、多目的ホール以外の収入というのを新しく確保していただきたいということで、先ほどの自主事業での収入の確保とか、そういったところについて期待をしているところである。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

東山委員

- 1 125号議案について、資料1の4ページ（1）目的に「軟弱地盤が判明し、調整池の工事に時間を要するため、事業期間を延伸する」とあるが、具体的にどのような工事を実施するのか。
- 2 その工事を実施することで、事業費が増額とならないのはなぜなのか。
- 3 軟弱地盤対策による事業期間の延伸や事業費の増額となったことは過去にもあったと思うが、事前調査をするなどこれまでの教訓はどう生かされたのか。
- 4 133号議案について、まず6月定例会では、改定料金を1立方メートルにつき76円程度としていたところ、条例案では、今説明があったように74円74銭となっているが、料金改定幅が圧縮されている。その理由についてお示しいただきたい。
- 5 資料3で協議状況として受水団体に説明を行ってきたということで、27年ぶりの県営水道の料金改定であって、市町からは厳しい意見もあったかもしれないが、具体的にはどのような意見があったのか。また、その意見に対してどのように対応したのか。先ほど55団体、一定の理解を得られたというような説明であったが、その点について説明いただきたい。
- 6 あわせて確認だが、今回の料金改定を受けて、市町において水道料金を改定しなければいけない状況になっていっているところはあるのか。県水に頼る割合というのは、市町によってそれぞれ違うと思うが、その辺りについての説明をお願いする。

地域整備課長

- 1 今回、施工会社が調整池の表土の部分だが、そこを50センチから1メートルほど掘削したところ、掘削する土が想定していた以上に軟弱という部分が分かり、掘削する建設機械、ブルドーザーが、それが走行できないと、そういう状態が判明したところである。このため、土を固める改良材というものを混ぜ、ブルドーザー、建設機械が走行できるような形にするものである。
- 2 当初、私どものほうで計画していた調整池だが、実施設計の段階で詳細に検討をしたところ、想定していた事業費、当初約28億円という金額で見込んでいたところ、この金額ではちょっと収まらないということが分かったところである。このため、調整池の構造を、少し見直しをして事業費を約21億円に縮減する、そういう形で検討

を行ってきた。今回の工事、先ほど申し上げた改良材を混ぜて、建設機械が走るような形に行く工事だが、事業費として約5億円程度を見込んでいるところである。実施設計段階でのコストの縮減により、工事費の方は捻出できており、今回事業費の方は増額はしていない状況である。

- 3 委員指摘のとおり、軟弱地盤で工期の延伸であるとか、補正等事業費の増額等をしたことは過去にもあった。ただ、これらは、地下水の圧力により、調整池の底盤のところが、地盤が持ち上げられる「盤ぶくれ」と呼ばれる現象であるとか、あと調整池ののり面が崩れ落ちてしまうというような「円弧滑り」と呼ばれる現象について対策を行ってきたところである。富士見上南畑地区の産業団地の調整池では、こうした過去の事例を教訓として、構造計算をしっかり行い、そういった部分については、しっかり検討をしてまいり、これまでのところ、そのような懸念はなく工事は進められているところである。ただ、今回、富士見上南畑地区が補正する分については、先ほども説明したとおり、建設機械が走行できないという、想定していた以上に軟弱地盤ということであるとか、あと過去にそういった部分で機械が走行できないというようなことは、今までなかったものであるため、申し訳ないが、今回そういう形で補正をお願いするものである。

水道企画課長

- 4 令和5年度の決算が出て、そちらを踏まえ、料金算定要素である、いわゆる費用の部分を時点修正等により見直したことによるものである。具体的には、最新の物価水準や金利等を反映するとともに、直近の決算実績を踏まえて、いわゆる営業費用を見直したことで薬品費や委託費などが減少したものである。その結果として、1立方メートル当たり、74円74銭となったところである。
- 5 料金改定の本格的な受水団体の協議というのが、令和5年度から開始したところだが、主な意見としては大きく三つあった。市町の料金改定には審議会や市民への周知期間等時間が必要なので、改定は令和8年度以降としてほしいというもの。それから、一時期よりも価格が低下している動力費、そちらはもう一度精査をしてほしいというもの。それから、県水の料金改定について早い段階で公表してほしいという意見等が主なものであった。意見や要望については、局内で検討を重ねた結果、まず時期については、1年据え置いた形で、令和8年から改定するという事になった。動力費や維持管理費については、直近の先ほど言った決算等の動向を踏まえ、精査を図っている。また、公表については、6月議会行政報告の当日に、記者発表という形で、企業局の方針を公表してきたところである。10月下旬には、最終的に3回目の説明会を行い、今回の議案の内容を説明している。受水団体からは、その場では特に意見もなく、要望を踏まえたということで一定の理解が頂けたと考えている。
- 6 6年度中に改定として、既にホームページ等で公表しているところが7団体で、7年度に予定しているのが3団体であり、ホームページ等で既に10団体ほどは公表、改定を予定しているという状況である。

保谷委員

- 1 議案第124号に関連して、水道用水供給事業会計の補正予算案についてお聞きしたい。吉見浄水場運転管理等業務委託の労務費上昇による契約変更に対応するためという説明だが、これはどのようなものなのか、お聞きしたいと思う。
- 2 共同幹線のパイプインパイプ実施設計業務委託の債務負担行為の設定に関しては、これは大久保浄水場の高度浄水プラントの稼働が遅れるので、それに合わせて実施設計も遅らせるということなのか。そのような理解でよいのかどうか、お聞きしたいと思う。
- 3 議案第132号について、工水の改定率が35.3%となっている。一方で、水道用水料金の改定率が21.0%なのだが、この改定率の差がどのような理由によるものなのかお聞きしたいと思う。
- 4 あわせて、給水収益に占める特別料金、超過料金の割合がどのようになっているのか、お聞きしたい。

水道管理課長

- 1 令和6年度の12月補正の部分の、吉見浄水場の労務費の上昇分になるが、こちらについては令和6年から10年の5か年の長期契約をしている。本委託契約書において、労務費の上昇又は下落時、翌年度以降の委託金額を変更する、いわゆるスライド条項というものを適用している内容となっているため、今回契約変更に対応することとしたものである。
- 2 パイプインパイプの工法の部分だが、今回の大久保浄水場の遅れではなくて、大久保浄水場の高度処理に合わせて、幹線の一部、配管の工事をやる予定になっているので、今回、対象としているのが、共同幹線という部分、西部地区に流れるエリアになるが、その工事を早めることによって労務費コストの縮減を図るということで、今回補正として計上させていただくものである。

水道企画課長

- 3 どちらも料金は、いわゆる総括原価方式ということで、算定期間中、4年間としているが、そちらの期間中の費用をその期間で得られる給水量で割って算定している。料金算定の基となる費用には、動力費や薬品費などのいわゆる維持管理費、それから減価償却費などが主なものだが、工業用水ではこの費用のうちの物価高騰とか影響の受けやすい維持管理費の割合が水道に比べて高いということが一つある。また、料金算定の元となる水量については、前回の改定時から比較してみると、水道用水の減少率は年平均でマイナス0.24%、それに対し工業用水はマイナス1.7%と、水道と比べて約7倍の減少率になっている。この辺りが工業用水の方が上昇率が大きくなった理由である。
- 4 令和元年度から5年度の過去5年間の決算において、給水収益に占める特別料金の割合は平均で0.4%、また、超過料金の割合は平均で0.2%ということで、いずれも給水収益に占める割合としては非常に小さなものとなっている。

保谷委員

共同幹線パイプインパイプ実施設計業務委託の件で、もう少し詳しくお聞きしたいと思うが、これは元々予定していたものを、工期を前倒しすることによって、労務費の上昇が抑えられるという、そのような説明だったかと思うが、工期を早めることによって労務費の上昇が抑えられるというその理屈がいまひとつよく分からないのだが、この点を説明いただければと思う。

水道管理課長

今回、労務費というか、断水をして、今回のパイプインパイプという工法が、既存の管の中に交換なり新しい管を入れる工事になる。水を止めて施工するものであるから、その施工をするに当たって、断水の回数を減らしたりとか、断水をするに当たっても、水の切替えであったりとか、様々な部分で回数が増えてきてしまうので、そこら辺の回数を減らすことによって人件費の削減をしているということになる。

金野委員

富士見上南畑地区産業団地について伺う。

- 1 軟弱地盤であることが判明し、調整池工事のため、事業期間を延長するとのことである。過去にも計画が遅れたことがあると聞いているが、当初計画よりどのくらい遅れることになるのか。
- 2 産業団地に入る予定の事業者への対応について、現時点で決まっている事業者からは了承を得ているのか。今回の延長による撤退する事業者はないのか。
- 3 現時点で空いている区画はあるか。最終的に全てが埋まる見込みがついているのかについてお聞きしたい。

地域整備課長

- 1 当初、事業期間は令和元年度から3年度までという3か年であった。ただ、用地交渉が難航したことにより、令和4年2月定例会で、事業期間を3年間延長させていただき、事業期間は令和6年度ということを確認を頂いたところである。今回1年間の事業期間を延長することで、当初計画よりは4年間延長する形となる。
- 2 当団地は、エントリー&オーダーメイド方式により立地される企業を選定していることから、立地される企業とは連絡を密に取り合っており、また、立地する企業は、開業に向けて建築のスケジュール等もあるので、私どもの方ともそういう部分がかなり気にしている部分もあるので、事業の進捗等については、随時情報提供等を行っておるところである。企業に対しては、今回の延長により分譲地の引渡しが予定していた令和6年度末から遅れる可能性について、丁寧に説明をさせていただき、理解は頂いているという形で考えている。また、今回の延長により撤退する事業者はない。
- 3 当団地は、令和5年の3月から7月までの期間で企業の募集を行い、17社から申込みがあった。これまで4社に対して内定を行い、そのうち3社とこれまで売買契約を締結しているところである。残り1社だが、この10月に、建築コストが高騰して

いるということを理由に辞退の申出があった。このため、辞退のあった区画に対して、令和5年時点で申込みのあった企業のほうに今打診をしているところである。打診した企業からは、検討に時間をちょっと頂戴したいという形でお話を頂いており、現在その回答を待っているところである。埋まる見込みがあるのかという部分についてだが、今そちらの企業の方の回答を待ち、また、17社という形で、最初もお申込みを頂いているところもあるので、私どもとしては埋まると考えているところである。

金野委員

当初より、4年遅れているということ。ただ、情報提供なども丁寧にしていて特段撤退する事業者もなく、埋まる見込みだということだが、4年間コロナもあったし、物価高、人件費の高騰など、やっぱりこうビジネスをされている方々にとっては決して短くない期間だと思うが、現時点で事業者側から県に対して何らかの損害賠償というのでも大きな話にはなるが、申入れというかクレームというか、そういったことも特に把握はされていないということでしょうか。

地域整備課長

申入れやそういう損害賠償であるとか、そういった話は一切お話は頂いているところはない。

金野委員

すいません。私が損害賠償、ちょっと言葉が不適切だったのだが、事業費の高騰に伴う契約変更といったほうが多分近く、損害賠償というと契約破棄した場合に、こちらの債務不履行に対してのものになるので、趣旨とすると、本来の契約から更にかかった事業費についての負担の申入れであるとか、そういった当初の計画から変更点があるかということで再度質問させていただきたい。

地域整備課長

先ほど、令和5年3月から7月で企業の募集を行ったという部分を説明させていただいた。このときに、分譲案内では、引き渡しの時期は令和6年度末という形で、令和7年3月という形で予定時期という形でお話をさせていただいているところである。今回の引渡しが大体半年程度、もうちょっとかかるかもしれないが、そのぐらい遅れるという部分については、先ほど申し上げたとおり丁寧にお話をさせていただいているところであるので、特段そういった委員が心配されているような懸念はないところである。

細川委員

- 1 132号議案の工業用水道について伺う。3. 5割以上の改定ということで、今回のこの工業用水を使っている会社の中で、上位数社が相当数のこの工業用水を使っているようにお聞きをした。この32年間、この料金改定をしなかったというのは、企業局側の企業努力もあったかと思うが、会社からすると、一気にこの3割強という改

定で非常に大きな負担になるかと思う。そういった意味ではこの劇的緩和という意味でも、段階的に料金改定をした方が、この企業側にとっては非常にスムーズな、財政状況が安定するのかなと思うが、改めて、今回この3.5割、この激変緩和措置をとらずに、3.5割上げた理由についてお聞きしたい。

2 今回のこの料金改定、料金アップによってどのぐらいの収入増になるのか、額をお聞きしたい。

3 133号議案で水道用水料金についてだが、今回の料金改定が議案なのだが、市町村等が水道料金等を定めるかと思うが、もし、このいわゆる標準家庭で、結果どの程度この料金が上がるのか算出しているのであればお聞かせいただければと思う。

水道企画課長

1 確かに受水事業者からも、説明している中でこの改定割合が大きい点については、厳しい意見を頂戴したところである。委員の質問と同様に、段階的な改定はできないのかという要望もあった。しかしながら、我々の料金は総括原価方式ということで、算定期間中の費用を賄えるように算定することで収支均衡を図るとされている。今回の改定料金については、令和7年度から10年度までの期間について、総括原価方式により算定した結果であり、収支均衡を図る上では必要な料金改定ということになる。したがって、初年度の負担を例えば軽減するような段階的な改定では収支均衡を図ることができないと考えており、そのように受水企業に対しても説明をしてきたところである。

2 今回の改定で年間約21億円の収入を見込んでいる。増額としては約6億円増加することになる。

3 6月定例会行政報告の際には、76円程度をベースに、一般的な県水の改定額が家庭に影響するということの試算を176円、7%程度としていた。今回の改正案である74円74銭に置き換えて試算すると、いわゆる県水の値上げ分が市町村の料金に影響するという部分では160円、6%程度と試算している。なお、各家庭の水道料金とは受水団体の市町村等がそれぞれ定めるもので、今回の試算は参考としてお示ししていることになる。

木村委員

132号と133号についてお伺いをしたいと思う。特に工水の方なのだが、さっき細川委員からも、上位数社で大部分がというお話があったが、その中で協議状況について、全体説明会を開催し、一定の理解を得られているというお話があったが、これ特に工水については、数社で大多数が占めているという状況を見ると、やはりこの1社1社、上位何社かに対しては、個別に丁寧な対応をしていく必要があるかと思う。そういった中で、これまで全体の説明会以外に、個別の企業に対して説明をしてきたのか。また今後、そのような対応をしていくのかどうかということをお伺いしたいと思う。

水道企画課長

工業用水道事業では、全体で今１５０社程度の企業に工水を配水している。委員からお話のあったとおり、１５０社のうち上位５社程度で全体の約７割弱を占めているという状況である。したがって、特にこの大口事業者については、非常に経営に与える影響が大きいということで、全体説明会とは別に個別の訪問によって、今回の改定状況等を説明している。さらに、全体説明会において意見や要望を頂いた企業に対しても、個別に訪問して説明を行ってきた工業用水道事業は、県と受水事業者、相互に密接に関連することから、今後も、受水事業所、特に大口が中心にはなるかと思うが、経営に関する情報等を丁寧に共有していきたいと考えている。

浅井委員

- 1 施工時期の平準化に向けた取組、電気修繕工事１１件の中の１点。行田浄水場、太陽光パネルの修繕、これはどういう修繕をするのか。
- 2 設置して何年ぐらいになるのか。

水道管理課長

- 1 パネルの方の、割れが生じてしまったりとか、そこの交換だったりというものをしたりする形になる。
- 2 平成２４年に太陽光を設置しているということになるので、１２年経ったという形での修繕になる。

浅井委員

そこで修繕して今後何年ぐらいもつのかということ。なぜあえて質問させてもらったかと言うと、これから１０数年経過した埼玉県内の太陽光発電パネル、それに付随する部品等が劣化してくるのがもう目に見えているので、それであえて質問、質疑をした。

水道管理課長

太陽光のパネルになるが、新しいものに関しては、発電効率が上がったりとかということで、パネルについては性能が１０数年前に比べて上がっているという部分がある。あわせて、設置してから、耐用年数という形で管理をしているので、基本的には今修繕をすることによって、若干部品の精度が落ちてきた部分について修繕をして、また効果を上げるという形になる。すいません、耐用年数については、パネルのほうは３０年ということで、管理しているところである。

浅井委員

細かい話は別途聞かせていただく。（意見）

水道企画課長

先ほどの１点修正がある。工水の収入増だが、約６億円と答弁したが、正確には約５．

4億円になる。訂正させていただく。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第9号及び議請第10号）】

浅井委員

議請第9号「女性など家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願」及び議請第10号「県内 業者婦人の声をどうぞ国に届けて『国連女性差別撤廃委員会勧告』を受け 所得税法第56条廃止を求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。

所得税法第56条は、恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から、個人事業者が配偶者や親族に給与を支払った場合には、必要経費に算入しないことを定めるものである。一方、配偶者や親族は経営の重要な担い手であり、その役割が正当に評価されるべきことはいうまでもない。そこで、同法第57条は、帳簿等により給与の支払の実態等を確認できる青色申告の場合には、特例として家族従業員への給与を実額で経費に算入することを認めている。

しかし、簡易な方法による記帳が認められる白色申告では、帳簿等において資産の状況まで記録することが義務付けられておらず、給与の支払いの実態等の十分な確認が困難である。そのため、実際の給与の支払いの有無に関わらず、定額の控除が認められているものである。このように、現行の制度は青色申告と白色申告の記帳の水準の違いを勘案した制度設計となっており、申告納税制度が適正に機能するよう、青色申告者に税制上の優遇制度を設けることには合理性があると言える。

また、国内外の動きもあるが、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきと考える。よって、「所得税法第56条は廃止するよう国や政府関係機関へ意見書を上げること」を求めるこれらの請願は、不採択とすべきである。

【議員提出議案に対する質疑】

金野委員

- 1 回収納付金は本来県が受領すべきものであり、その財源が税金であることを考えれば、回収納付金を受け取る権利を放棄する場合の要件は厳格に定める必要があると考える。どのような条件を課すのか、具体的な事例をお示しいただきたいと思う。
- 2 国の通知が条例化をする一つのきっかけになったと思うが、ほかの自治体では、国の通知を受けて、多くは執行部提案で条例化をしていると伺っている。本県において、議員提案で条例化をするに当たり、どのような特徴があるのかお答えいただきたい。
- 3 令和4年12月定例会において、宮崎吾一議員の一般質問に対して、大野知事は、

本県において過去に県制度融資に関わる債権放棄について議会に議決を求めた事例がなく、条例を制定する立法事実がない状況にあると答弁をされている。それ以降今回の条例案提出まで、立法事実があったのか教えていただきたい。

- 4 現時点で県制度融資を利用している中小企業が返済不能となり、埼玉県信用保証協会が代位弁済した件数と金額は把握されているか。このうち自己破産などで債権が消滅した事例、返済条件などを変更しながらでも弁済している事例の割合や金額など、どの程度と認識をされているか教えていただきたい。
- 5 求償権の放棄をするのに必要となる各種事業再生計画などがあるが、これらを策定するのにどの程度時間を要するのか。今回議会の議決を要すると相応の時間を要するため迅速に対応できるよう、議会の議決を不要とするという改正内容だが、この各種事業再生計画などを策定するのに、相応の時間を要するのであれば、現在の議会の議決を待つのと変わらなく迅速化は図られないのではないかという声もあるが、この迅速化についてはどのようにお考えか。

武内議員

- 1 本県では、条件としては、条例にあるとおり、第3条第2項の各号、これが条件ということになる。これまでの具体的な事例であるが、これまでやはり事案がなく、他県においても具体的な事例、あるいは事由については公開していないために把握ができていないという状況である。
- 2 各県ほぼ同じような内容だが、あえて特徴という点、1点目は、他の都道府県というのは、対象を事業再生、つまり同じ事業を継続するという事業再生のみとしているところが多いが、今回の本県の条例については、事業再生に加えて、現在の事業をやめて新しい事業を立ち上げるといった新たな事業の創出等のいわゆる再チャレンジも対象としているということが特徴として挙げられると思う。すなわち、33、今条例化している都道府県があるが、そのうち再チャレンジを入れているところが9ということである。それから、もう1点としては、第4条の専門的知識を有する者に対する意見聴取。これを条例で規定している都道府県は、現在は東京都のみである。そのような状況である。
- 3 答弁後の実績はない。
- 4 信用保証協会が代位弁済した件数と金額だが、直近の令和5年度の代位弁済額の実績は1,330件、約136億円であったと執行部から聞いている。2番目の、そのうちの自己破産等の事例あるいは弁済が続いている事例の割合あるいは金額だが、こうした個別の事例とか事由については、秘匿性の観点から把握をしていないということである。
- 5 策定に要する時間、これは特に変わらないというふうに認識している。実際、今回は迅速化を図る観点から、要は今までは議会にかけなければいけなかったのだが、この条例により、議会の開会を待たずに、県の権利放棄が可能になるということ。それから、迅速な事業再生支援や、債務者の秘匿性を守ることも可能であるので、事業再生が行いやすくなるということが考えられる。

金野委員

- 1 最後の答弁のところ、迅速化は特に変わらないとお聞きしたかと思うが、どういう内容なのか。つまり、条例化をしたとしても迅速化は変わらないという意味なのか、再度説明をお願いします。
- 2 具体的な事例についても公開していないため把握できていないということであったし、立法事実についても、一般質問の答弁後の実績は把握はされてないということ。また、自己破産であるとか弁済中の個別の事例についても秘匿性の観点から把握されてないということで承知はした。条例の趣旨が地域再生であるとか事業再生、再チャレンジということで非常に理解をするところなのであるが、予算を伴うといったことで、提案者の方々としては、この条例が制定後、一体どのくらい活用に向けて需要があるのかといった点、どのようにお考えになっているのかお聞きしたい。

武内議員

- 1 少し説明がうまくされなかったかもしれないが、要は今までは議会に諮らなければいけなかったものを、今回はそれを必要としないということなので、いつでも言ったら何だが、常時知事の判断で、手続があればその行為が可能になると、そういう意味の迅速化である。
- 2 見込みについては、これまで事案がなかったということもあって、示すのは難しいというふうに聞いている。なお、全国状況を見ると、令和元年度から5年度にかけて、18の都道府県で48件ということで、求償権放棄の実績があったというふうに聞いている。このくらいの件数が全国としてはあった。本県については、はっきり件数については申し上げられないところである。

細川委員

- 1 第3条の2項のところに、知事が回収納付金を放棄できる条項として、中小企業等の事業の再生や、地域経済の活性化に資するというようなことが縷々挙げられているが、この場合の企業とは、金融機関に返済が不能になった企業かと思う。そういった意味で、事業再生であるとか、あるいはこの経済活性化に資するというのがちょっとイメージしにくいので、もし具体的な事例であるとか、こういったイメージであるというのであれば教えていただきたいと思う。
- 2 いわゆる中小企業の方々が、いわゆる借入れをするときに、連帯保証人をつけることがあるかと思う。この連帯保証人に関しては、その会社の社長がなるパターンも結構あるかと思うのだが、信用保証協会でこういった連帯保証を付ける場合、そういったことがあるのかどうかも含めて、ある場合にこの連帯保証についての債務の整理も必要になるかと思うのであるが、この連帯保証人に対する求償権の放棄も含まれているのか。教えていただきたいと思う。

武内議員

- 1 事例については、先ほども申し上げたとおり、公表されていないので示すのは難し

いと思う。それから、イメージとしては、少し一般的になるが、例えば雇用がそれによって確保されとか、あるいは取引企業の例えば連鎖倒産が回避できる、影響が緩和できるとか。それから地場産業が保てるといえるか振興が図れると、そういうようなことを条件として想定している。

- 2 連帯保証人に対する求償権については、一般的に条例の対象となる計画の中で、法人の債務整理と合わせて、経営者の連帯保証人の保証の解除も含まれているというふうに聞いている。したがって、包含されるということである。